

# 個人インターネットバンキング ワンタイムパスワードサービス利用規定

令和2年4月現在  
(令和2年4月1日改定)

## 1. (ワンタイムパスワードサービス)

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます）とは、個人インターネットバンキングの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

なお、本サービスの利用はお客様の任意とします。

## 2. (利用資格)

本サービスの利用者は、個人インターネットバンキングを契約のお客様に限るものとします。

## 3. (利用申込および利用開始)

### (1) ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます）が必要となります。

トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

#### ① ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式をいい、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

#### ② ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます）を利用する方式をいい、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、スマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

## (2) 利用申込および利用開始

### ① ハードウェアトークン

お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。

お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。

トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードを入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載のシリアル番号、表示されるワンタイムパスワードおよび確認用パスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。

当金庫は、前記の登録画面において入力されたシリアル番号、ワンタイムパスワードおよび確認用パスワードが、当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼（以下、「ハードウェアトークンの利用開始登録」といいます）とみなします。

### ② ソフトウェアトークン

お客様は本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードを入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示されるシリアル番号、ワンタイムパスワードおよび確認用パスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。

入力されたシリアル番号、ワンタイムパスワードおよび確認用パスワードが当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼（以下「ソフトウェアトークンの利用開始登録」といいます）とみなします。

### ③ 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

## 4. (本サービスの利用)

(1) 本サービスの利用開始後は、個人インターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID（利用者番号）およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。

その場合には、お客様は契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。

当金庫が確認し、認識した契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワ

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

ンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID（利用者番号）、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

（2）前項にかかわらず、契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードの認証のほか、当金庫が確認し、認識した確認用パスワードと当金庫が保有している確認用パスワードが一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

### 5.（トークンの利用期限）

（1）ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。

ハードウェアトークンの電池の残量が少なくなったまたはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込みを行うか、ソフトウェアトークンへの切替を行ってください。

当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受付けた場合、当金庫は、ハードウェアトークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に送付します。

ハードウェアトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条第2項第1号のハードウェアトークンの利用開始登録を行うものとします。

利用できなくなったハードウェアトークンは、お客様の責任において破壊のうえ破棄してください。

（2）ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。

（3）前項にかかわらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、あらかじめ当金庫所定の利用停止画面においてワンタイムパスワードの利用停止を行うものとします。

また、この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条第2項第2号のソフトウェアトークンの利用開始登録を行うものとします。

### 6.（トークンの紛失および盗難）

（1）お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、ただちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出るものとします。

この届出を受けたときは、当金庫はただちに本サービスの利用の停止措置を講じます。

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

(2) 前項の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。

(3) 当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受付けた場合、当金庫は、ハードウェアトークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に送付します。

ハードウェアトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条第2項第1号のハードウェアトークンの利用開始登録を行うものとします。

(4) 当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受付けた場合、お客様にアプリをダウンロードしていただくことでソフトウェアトークンを再発行いたします。

ソフトウェアトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条第2項第2号のソフトウェアトークンの利用開始登録を行うものとします。

### 7. (利用料)

(1) 本サービスの利用にあたっては、ソフトウェアトークンの利用料は無料、ハードウェアトークンの利用料は当金庫所定のハードウェアトークン利用料(消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます)をお支払いいただきます。

(2) 当金庫が一旦受領した本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。

(3) 当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。

変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

### 8. (免責事項等)

(1) ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は責任を負いません。

(3) ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は当金庫宛にただちに当金庫所定の書面により、トークンの再発行の依頼をするものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は責任を負いません。

(4) 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。

お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届出るものとします。

(5) お客様の届出住所が不正確であるため、または、お客様が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。

また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、お客様は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。

(6) ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

### 9. (本サービスの解約等)

(1) 本サービスにかかる契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。

この場合、解約の効力は、本サービスにかかる契約に関してのみ、生じるものとします。

なお、お客様からの解約の通知は、ソフトウェアトークンはワンタイムパスワードの利用停止を行うことで本サービスの解約とみなし、ハードウェアトークンは、当金庫所定の書面により当金庫宛に届出るものとします。

(2) お客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスにかかる契約を解約することができるものとします。

この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。

なお、当該事由が消滅した場合、ハードウェアトークンは、お客様が第3条第2項第1号のハードウェアトークンの利用開始登録を行うことにより、ソフトウェアトークンはお客様による第3条第2項第2号のソフトウェアトークンの利用開始登録を行うことにより、本サービスの利用を再開できます。

(3) 前各項の解約時点で当金庫が既に取引の依頼を受付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。

#### 10. (譲渡・質入・貸与等の禁止等)

お客様は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

#### 11. (規定等の適用)

本契約に定めのない事項については、個人インターネットバンキング利用規定により取扱います。

#### 12. (規定の変更等)

(1) 本利用規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上